

特定非営利活動法人 生態工房 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人生態工房という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市上連雀九丁目10番3号パストラル花水木B-2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会に対して、自然環境の保全、再生、管理、教育、活用、研究に関する事業を行い、自然環境の保全の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業
 - ①生きものの生息環境の保全、管理事業
 - ②自然との共生を目的とした環境学習事業
 - ③本法人の目的を達成するために必要な広報事業
 - ④保全・管理及び環境学習を推進するための人材育成事業
 - ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別と権利)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体をもって構成する。

2 会員は正会員と賛助会員等の理事会で定める会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 総会における議決権を有するほか、理事会に出席して意見を述べることができる会員。
- (2) 賛助会員等理事会で定める会員 この法人を事業及び資金面から支え、総会に出席して意見を述べること

ができる会員。

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 第3条の目的を達成するために、積極的に活動する意志のある個人及び団体

(2) 協調性をもって活動する意志のある個人及び団体

2 正会員として入会しようとするものは、原則として書面、電磁的方法またはFAXをもって、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 賛助会員等理事会で定める会員として入会しようとするものは、原則として書面、電磁的方法またはFAXをもって、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、前2項のものの入会を認めないときは、速やかに、原則として理由を付した書面、電磁的方法またはFAXをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、別に理事会で定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会を、原則として書面、電磁的方法またはFAXをもって、申し出たとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上の会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、原則として書面、電磁的方法またはFAXをもって理事長に退会を申し出、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、会員資格を停止し、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事にならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長に指名された順序によってその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任

(6) 借入金の借り入れ(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条においても同じ。)

(7) 社員の除名

(8) 監事の解任

(9) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法またはFAXをもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法またはFAXをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、当日に参加した正会員の過半数の同意があった場合にはこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、電磁的方法またはFAXにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法またはFAXをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、前条第1項（ただし書きを除く。）及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法またはFAXによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、電磁的方法またはFAXにより同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) 年会費の額

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法またはFAXをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法またはFAXをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選任する。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、当日に参加した理事の過半数の同意があった場合にはこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法またはFAXをもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項、前条第1項（ただし書きを除く。）の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
 - （2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法またはFAXによる表決者または表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - （3）審議事項
 - （4）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された資産
- （2）会費
- （3）寄付金品
- （4）財産から生じる収益
- （5）事業に伴う収益
- （6）その他の収益

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び活動予算）

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ(第22条を除く。)その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限り)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、自然環境の保全に寄与する活動を行う特定非営利活動法人及び公益社団法人又は公益財団法人、私立学校法第3条に規定する学校法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人のうち、解散の総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第53条 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 安部邦昭

副理事長 佐藤方博

理事 田尾恭子

同 新井秀憲

監事 武井純子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 10,000円

附則

この定款は2003年4月1日から施行する。

附則

この定款は2005年11月30日から施行する。

附則

この定款は2006年7月24日から施行する。

附則

この定款は2009年12月18日から施行する。

附則

この定款は2012年11月13日から施行する。

附則

この定款は2014年9月10日から施行する。

附則

この定款は2016年6月13日から施行する。

附則

この定款は 2016 年 11 月 18 日から施行する。

附則

この定款は 2017 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この定款は 2018 年 10 月 18 日から施行する。

附則

この定款は 2022 年 4 月 19 日から施行する。

附則

この定款は 2025 年 7 月 13 日から施行する。